平成２６年（フ）第５９９３号
東京都世田谷区深沢３丁目８―11―101
債務者　村田　知広
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水谷　幸治
4　破産債権の届出期間　平成26年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年８月28日午後３時
6　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６０１８号
神奈川県横浜市保土ケ谷区瀬戸ケ谷町56―２―603
債務者　戸塚貴美子
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　規央
4　破産債権の届出期間　平成26年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年８月28日午後３時
6　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６０２２号
東京都江東区亀戸７丁目57―９―401
債務者　白　　明子
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田弘一郎
4　破産債権の届出期間　平成26年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年８月28日午後３時
6　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６０３９号
東京都世田谷区粕谷２丁目18―23―111
債務者　大森　秀二
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　史雄
4　破産債権の届出期間　平成26年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年８月28日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２７５号
広島市東区戸坂出江１丁目13番５―201号
債務者　入倉　行雄
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　朋矢
4　破産債権の届出期間　平成26年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月１日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８３号
旭川市春光台３条４丁目10番９号、住民票上の住所旭川市旭岡１丁目２番地の６
債務者　齊藤　正茂
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成川　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月28日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２３９４号
大阪市東成区大今里２丁目10番15号
債務者　土井　孝之
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楠　　博匡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月８日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５３０号
大阪府八尾市曙川東１丁目８番地、事業所所在地大阪市生野区鶴橋２―５―23
債務者　京末商店こと　田中善三郎
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　悠紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月８日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８２号
大阪府門真市寿町20番21―301号
債務者　野口　知子
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　威英
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月11日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２７８号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目14―３　マリナヴィラ1304号、住民票上の住所奈良県生駒市小瀬町101番地１　メゾンコンフォール305
債務者　東山　　太
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池垣　彰彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月11日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４１号
仙台市太白区長嶺６番32号
債務者　丸山　貴也
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大嶽　友和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３９号
広島県廿日市市阿品２丁目14番39号　B101
債務者　友田　幸子
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井誠一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月29日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３５６号
広島市中区舟入南２丁目15番16―101号
債務者　タケヒロ工業こと　小泉　　智
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀧川　智昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月１日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４７１号
広島県廿日市市下平良１丁目９番16号
債務者　中村　春夫
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　羽崎　靖宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月１日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４７２号
広島県廿日市市下平良１丁目９番16号
債務者　中村　幸美
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　羽崎　靖宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月１日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９号
愛媛県新居浜市阿島１丁目８番231号、前住所愛媛県新居浜市多喜浜５丁目６番21号
債務者　冨田　貴子（旧姓香川）
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮内　哲彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月29日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
松山地方裁判所西条支部